

桑名市告示第154号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により
なお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令
第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規
定により告示する。

令和6年4月4日

桑名市長 伊藤 徳 宇

- 1 委託した徴収及び収納の事務
吉之丸コミュニティパーク駐車場使用料
播磨中央公園ボート使用料
- 2 委託を受けた者
名古屋市西区新福寺町1丁目57番地
蔦井株式会社
代表取締役社長 熊田 光男
- 3 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで